

日付: 2004 年 3 月 26 日

提出元: 住友電気工業株式会社

題名: ADSL 上り拡張システムへの異議の取扱いに関する提案

TTC スペクトル管理標準 JJ-100.01 第 2 版(以下、単に JJ-100.01 と記す)は、情報通信審議会答申「DSL スペクトル管理の基本的要件」に基づき、2003 年 8 月 7 日に当 SWG でのドラフト合意を経て、2003 年 11 月に制定されたものである。

JJ-100.01 には、1.1MHz 以下の周波数帯域におけるスペクトル適合性計算を行うためのケーブルモデル及び干渉の計算方法が規定されており、適用範囲として上りと下りの区別はされていないため、2B1Q SDSL、G.991.2 (SHDSL)、G.992.1 Annex H (SHDSL)の 3 種類の対称型伝送方式のスペクトル適合性確認にも適用されている。

ADSL 上り拡張システムに関して、2003 年 12 月 5 日に開催された第 6 回会合以来、JJ-100.01 に従ったスペクトル適合性判断に基づく運用の是非が議論されてきた。もし、JJ-100.01 が、ADSL 上り拡張システムを取り扱う上で不適当ということが明らかであれば、ADSL 上り拡張システムの運用に新たな制限を加える必要がある。しかしながら、現在までに、ADSL 上り拡張システムへの異議に関して、当 SWG が合意できる技術的根拠は示されていない。

コンセンサスによって合意・承認済みのスペクトル管理標準を特定システムに適用することに関する異議は、コンセンサスが得られた場合にのみ、認められるものである。異議が認められない限り、公平にルールを適用することが、スペクトル管理に限らずあらゆるルールに関する基本原則であり、本 SWG が、この基本原則を守ることを強く要求する。

異議の妥当性の判断は、適切な期限内に行われるべきである。今回の ADSL 上り拡張システムに関しては、これまでの事業者間会合及び当 SWG での議論の経緯を踏まえて、4 月 15 日を異議の妥当性に関する検討期間とすることを提案する。

以上